

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 2 所管事務の調査（報告）

(4) 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査後の対応について

資料 「行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について」  
のその後の対応について

参考資料1 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について（令和4年2月10日修正版）

参考資料2 レストランの光熱水費の算定等について

参考資料3 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について（令和3年5月27日修正版）

病院局

令和4年2月10日

「行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について」  
のその後の対応について

令和3年1月28日及び令和3年5月27日の健康福祉委員会において、「行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について」報告しましたが、光熱水費等の実費等の算定方法を見直しましたので報告します。

また、「4 調査結果」において、表示する件数に該当しないものがありましたので報告します。

## 1 光熱水費等の実費等の算定方法について

### (1) 経過

- ・光熱水費等の調査の中の「4 調査結果」の「(2) 電気等の実費等徴収について」で、次のとおり説明しておりました。

ア 子メータに基づき実費等を徴収しているもののうち、川崎病院と井田病院のレストランの水道料金・下水道使用料（給湯分）については、実費等の算定方法について精査中です。

- ・川崎病院では水道料金・下水道使用料（給湯分）について、使用量に応じて料金表に基づいて算定していました。
- ・すべての光熱水費について、病院局においても算定基準を作成し、令和3年4月から、新たな算定基準に基づき算定し、レストラン事業者に請求することといたしました。
- ・川崎病院の毎月の使用量と請求額を注視し、使用量に応じた算定方法であることを確認しました。

## 2 「(1) 電気等の使用状況等について」及び「(2) 電気等の実費等徴収について」における川崎病院分について

### (1) 1件（視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件）

#### (2) 修正理由

- 川崎病院の視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置は、川崎区役所道路公園センターに対し、川崎病院が行政財産の目的外使用許可を行っているものですが、川崎病院の電気を使用していないことを確認しました。

#### (3) 修正内容

- 次のとおり表2と表3を修正するとともに、関連する説明箇所を修正するものです。

#### (4) 収支への影響

- 病院事業会計の収支への影響はありません。

表2 電気等の使用状況

(修正前)

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	<b>7</b>	9	-	5	4	<b>25</b>
電気	<b>7</b>	9	-	5	4	<b>25</b>
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

(修正後)

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	<b>6</b>	9	-	5	4	<b>24</b>
電気	<b>6</b>	9	-	5	4	<b>24</b>
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

表3 実費等の徴收件数

(修正前)

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
1 実費等を徴収しているもの	<b>5</b>	7	-	5	4	<b>21</b>
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	-	2	-	9
2 実費等を徴収していないもの	<b>2</b>	2	-	-	-	<b>4</b>
徴収しないと判断したもの	<b>2</b>	2	-	-	-	<b>4</b>
徴収していないもの	-	-	-	-	-	-

(修正後)

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
1 実費等を徴収しているもの	5	7	-	5	4	21
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	-	2	-	9
2 実費等を徴収していないもの	<b>1</b>	2	-	-	-	<b>3</b>
徴収しないと判断したもの	<b>1</b>	2	-	-	-	<b>3</b>
徴収していないもの	-	-	-	-	-	-

は修正箇所

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について

(令和4年2月10日修正版)

1 経緯

井田病院のレストラン光熱水費未請求事案を受け、病院局における行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等について調査・確認を行いました。

2 調査対象

- (1) 市立3病院
- (2) 令和2年12月1日時点で行政財産の目的外使用許可等をしているもの

表1 調査対象件数 (単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
使用許可・使用承認 及び貸付契約件数	19	16	6	6	5	<b>52</b>

3 調査・確認した内容

調査表による調査を基に、ヒアリングにより確認を行いました。

- (1) 電気、ガス、水道・下水道、電話回線 (以下「電気等」という。) の使用状況等について
  - ア 電気等使用の有無
  - イ 電気等の実費等徴収の有無
  - ウ 実費等を徴収している場合の根拠
  - エ 行政財産使用許可書等への実費等負担が条件である旨の記載の有無
- (2) 使用料・貸付料等の減免について
  - ア 使用料・貸付料等の減免の有無
  - イ 減免の根拠

4 調査結果

- (1) 電気等の使用状況等について

表2 電気等の使用状況 (単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	6	9	-	5	4	<b>24</b>
電気	6	9	-	5	4	<b>24</b>
ガス	1	1	-	-	-	<b>2</b>
水道・下水道	1	3	-	-	1	<b>5</b>
電話回線	1	-	-	-	-	<b>1</b>

(2) 電気等の実費等徴収について

表3 実費等の徴収件数

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
<b>1 実費等を徴収しているもの</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>-</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>21</b>
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	-	2	-	9
<b>2 実費等を徴収していないもの</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3</b>
実費等を徴収しないと判断したもの	1	2	-	-	-	3
実費等を徴収していないもの	-	-	-	-	-	-

ア 子メータの設置がないものは、病院局が支払う電気料等を建物の延床面積に対する使用許可面積で按分して算定などしています。

イ 実費等を徴収しないと判断したもの3件の内訳

公衆電話2件、バス運行情報提供システム案内表示機1件

ウ 実費等を徴収しないと判断したにもかかわらず、行政財産使用許可書等に実費等を徴収する旨の記載があるものが2件ありました。許可時に改めました。

公衆電話2件

(3) 使用料・貸付料等の減免について

表4 減免件数

(単位：件)

		使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
		川崎	井田	多摩	川崎	井田	
減免件数		14	10	2	1	1	28
川崎市病院局 会計規程	1号	5	6	1	-	-	12
	2号	2	-	-	-	-	2
	3号	7	4	1	1	1	14

(参考) 川崎市病院局会計規程第98条

第1号 国等において公用又は公共用に供するとき

第2号 公共的団体において公益事業の用に供するとき

第3号 管理者が特別の理由があると認めたとき

ア 第1号によるもの12件の内訳

防災行政無線装置3件

消防通信施設、バス停車場（交通局分）各2件

視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置、画像式車両感知機、バス運行情報提供システム案内表示機、基準点、耐震性貯水槽各1件

イ 第2号によるもの2件の内訳

アドボカシー室、交通標識各1件

なお、交通標識の減免については第1号を適用すべきものであるため、次回の許可時に改めます。

ウ 第3号によるもの14件の内訳

タクシー乗り場・待機場所、処置室（ストマ装着支援のため）各3件

バス停車場（民間分）、ギブス室、駐車場各2件

電気通信設備、レストラン各1件

レストランの光熱水費の算定等について

1 算定方法（算定基準）

○レストランの水道料金 ①

$$\frac{\text{レストランの使用水量}}{\text{病院全体の使用水量}} \times \text{病院全体の水道料金}$$

○レストランの下水道使用料 ②

$$\frac{\text{レストランの使用水量}}{\text{病院全体の使用水量}} \times \text{病院全体の下水道使用料}$$

○①と②の合計により算定（電気料、ガス代も同じ）

2 令和3年12月の請求額の例

ア 川崎病院

○レストランの水道料金（29,578円）①

$$\frac{\text{レストランの使用水量 } 76 \text{ m}^3}{\text{病院全体の使用水量 } 11,975 \text{ m}^3} \times \text{病院全体の水道料金 } 4,660,601 \text{ 円}$$

○レストランの下水道使用料（37,829円）②

$$\frac{\text{レストランの使用水量 } 76 \text{ m}^3}{\text{病院全体の使用水量 } 10,152 \text{ m}^3} \times \text{病院全体の下水道使用料 } 5,053,235 \text{ 円}$$

○ 合計（① + ②） 67,407円

イ 井田病院

○レストランの水道料金（15,392円）①

$$\frac{\text{レストランの使用水量 } 40 \text{ m}^3}{\text{病院全体の使用水量 } 5,325 \text{ m}^3} \times \text{病院全体の水道料金 } 2,049,146 \text{ 円}$$

○レストランの下水道使用料（18,593円）②

$$\frac{\text{レストランの使用水量 } 40 \text{ m}^3}{\text{病院全体の使用水量 } 5,178 \text{ m}^3} \times \text{病院全体の下水道使用料 } 2,453,594 \text{ 円}$$

○ 合計（① + ②） 33,965円

### 3 今年度の請求額

#### ア 川崎病院 レストランの水道料金・下水道使用料

年度	川崎病院レストラン				川崎病院全体				
	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
令和3年4月	57	22,139	27,573	49,712	9,778	3,797,839	8,611	4,165,515	7,963,354
令和3年5月	45	17,468	21,666	39,134	9,287	3,605,023	7,744	3,728,577	7,333,600
令和3年6月	58	22,538	27,936	50,474	10,236	3,977,695	7,556	3,639,457	7,617,152
令和3年7月	59	22,966	28,671	51,637	12,235	4,762,703	8,074	3,923,642	8,686,345
令和3年8月	69	26,938	34,068	61,006	18,311	7,148,748	12,830	6,334,788	13,483,536
令和3年9月	47	18,358	23,195	41,553	20,120	7,859,142	14,279	7,047,136	14,906,278
令和3年10月	49	19,117	24,583	43,700	16,536	6,451,705	12,075	6,058,002	12,509,707
令和3年11月	47	18,316	23,481	41,797	14,040	5,471,526	10,968	5,479,595	10,951,121
令和3年12月	76	29,578	37,829	67,407	11,975	4,660,601	10,152	5,053,235	9,713,836

#### イ 井田病院 レストランの水道料金・下水道使用料

年度	井田病院レストラン				井田病院全体				
	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
令和3年4月									
令和3年5月	4	1,538	1,881	3,419	5,191	1,996,524	4,548	2,138,837	4,135,361
令和3年6月	41	15,828	19,338	35,166	6,335	2,445,773	4,881	2,302,207	4,747,980
令和3年7月	46	17,822	21,822	39,644	7,990	3,095,691	5,238	2,484,944	5,580,635
令和3年8月	51	19,780	24,149	43,929	8,666	3,361,156	5,143	2,435,306	5,796,462
令和3年9月	48	18,547	22,597	41,144	6,663	2,574,578	4,662	2,194,766	4,769,344
令和3年10月	47	18,107	22,126	40,233	5,642	2,173,631	4,661	2,194,275	4,367,906
令和3年11月	46	17,683	21,696	39,379	5,076	1,951,363	4,879	2,301,226	4,252,589
令和3年12月	40	15,392	18,953	34,345	5,325	2,049,146	5,178	2,453,594	4,502,740

※ 井田病院のレストランは、5月21日から使用許可。

### 4 川崎病院 レストラン光熱水費（年度別）

川崎病院レストラン							
年度	使用水量 (m <sup>3</sup> )	水道料金・ 下水道使用料 (円)	使用量 (Kwh)	電気料 (円)	使用量 (m <sup>3</sup> )	ガス代 (円)	光熱水費 計(円)
令和元年度	1,810	971,297	58,727	1,677,414	1,917	257,897	2,906,608
令和2年度	714	249,050	48,244	1,424,308	1,529	193,431	1,866,789
令和3年度(～12月)	507	446,420	36,447	647,088	1,365	75,147	1,168,655

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 2 所管事務の調査（報告）

#### (1) 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の対応について

資料 1 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の対応について

資料 2 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について

(令和3年5月27日修正版)

参考資料 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査に  
ついて

病院局

令和3年5月27日

## 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の対応について

令和3年1月28日の健康福祉委員会において、行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について報告しましたが、「4 調査結果」において、表示する件数に該当しないものがありましたので報告します。

### 1 「(1) 電気等の使用状況等について」及び「(2) 電気等の実費等徴収について」における多摩病院分について

(1) 3件（防災行政無線設備1件、公衆電話1件、ATM1件）

#### (2) 修正理由

○多摩病院の電気料は、学校法人聖マリアンナ医科大学が電力会社と契約しており、病院局では支払っていません。

○上記の3件の設備に係る電気料の負担については、病院局ではなく、同法人と同設備の設置者が協議して決めるものであることがわかりました。

#### (3) 修正内容

○次のとおり表2と表3を修正するとともに、関連する説明箇所を修正するものです。

(修正前)

表2 電気等の使用状況

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	7	9	3	5	4	28
電気	7	9	3	5	4	28
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

表3 実費等の徴收件数

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
1実費等を徴収しているもの	5	7	1	5	4	22
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	1	2	-	10
2実費等を徴収していないもの	2	2	2	-	-	6
徴収しないと判断したもの	2	2	1	-	-	5
徴収していないもの	-	-	1	-	-	1

(修正後)

表2 電気等の使用状況

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	7	9	-	5	4	25
電気	7	9	-	5	4	25
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

表3 実費等の徴收件数

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
1実費等を徴収しているもの	5	7	-	5	4	21
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	-	2	-	9
2実費等を徴収していないもの	2	2	-	-	-	4
徴収しないと判断したもの	2	2	-	-	-	4
徴収していないもの	-	-	-	-	-	-

□ は修正箇所

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について  
(令和3年5月27日修正版)

1 経緯

井田病院のレストラン光熱水費未請求事案を受け、病院局における行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等について調査・確認を行いました。

2 調査対象

- (1) 市立3病院
- (2) 令和2年12月1日時点で行政財産の目的外使用許可等をしているもの

表1 調査対象件数 (単位: 件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
使用許可・使用承認 及び貸付契約件数	19	16	6	6	5	52

3 調査・確認した内容

調査表による調査を基に、ヒアリングにより確認を行いました。

- (1) 電気、ガス、水道・下水道、電話回線（以下「電気等」という。）  
の使用状況等について
  - ア 電気等使用の有無
  - イ 電気等の実費等徴収の有無
  - ウ 実費等を徴収している場合の根拠
  - エ 行政財産使用許可書等への実費等負担が条件である旨の記載の有無
- (2) 使用料・貸付料等の減免について
  - ア 使用料・貸付料等の減免の有無
  - イ 減免の根拠

4 調査結果

- (1) 電気等の使用状況等について

表2 電気等の使用状況 (単位: 件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	7	9	-	5	4	25
電気	7	9	-	5	4	25
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

(2) 電気等の実費等徴収について

表3 実費等の徴収件数

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
<b>1 実費等を徴収しているもの</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>-</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>21</b>
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	-	2	-	9
<b>2 実費等を徴収していないもの</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4</b>
実費等を徴収しないと判断したもの	2	2	-	-	-	4
実費等を徴収していないもの	-	-	-	-	-	-

ア 子メータに基づき実費等を徴収しているもののうち、川崎病院と井田病院のレストランの水道料金・下水道使用料（給湯分）については、実費等の算定方法について精査中です。

イ 子メータの設置がないものは、病院局が支払う電気料等を建物の延床面積に対する使用許可面積で按分して算定などしています。

ウ 実費等を徴収しないと判断したもの4件の内訳

公衆電話2件、バス運行情報提供システム案内表示機1件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

エ 実費等を徴収しないと判断したにもかかわらず、行政財産使用許可書等に実費等を徴収する旨の記載があるものが3件ありました。次回の許可時に改めます。

公衆電話2件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

(3) 使用料・貸付料等の減免について

表4 減免件数

(単位：件)

		使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
		川崎	井田	多摩	川崎	井田	
減免件数		14	10	2	1	1	28
川崎市病院局 会計規程	1号	5	6	1	-	-	12
	2号	2	-	-	-	-	2
	3号	7	4	1	1	1	14

(参考) 川崎市病院局会計規程第98条

第1号 国等において公用又は公共用に供するとき

第2号 公共的団体において公益事業の用に供するとき

第3号 管理者が特別の理由があると認めたとき

ア 第1号によるもの12件の内訳

防災行政無線装置3件

消防通信施設、バス停車場（交通局分）各2件

視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置、画像式車両感知機、バス運行情報提供システム案内表示機、基準点、耐震性貯水槽各1件

イ 第2号によるもの2件の内訳

アドボカシー室、交通標識各1件

なお、交通標識の減免については第1号を適用すべきものであるので、次回の許可時に改めます。

ウ 第3号によるもの14件の内訳

タクシー乗り場・待機場所、処置室（ストマ装着支援のため）各3件

バス停車場（民間分）、ギブス室、駐車場各2件

電気通信設備、レストラン各1件

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 1 所管事務の調査（報告）

#### (2) 井田病院光熱水費未請求等事案に係る再発防止策等について

~~資料1 市立井田病院光熱水費未請求等事案に係る再発防止策~~

資料2 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査に  
ついて

~~参考資料 市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書~~

病院局

令和3年1月28日

## 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について

### 1 経緯

井田病院のレストラン光熱水費未請求事案を受け、病院局における行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等について調査・確認を行いました。

### 2 調査対象

- (1) 市立3病院
- (2) 令和2年12月1日時点で行政財産の目的外使用許可等をしているもの

表1 調査対象件数 (単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
使用許可・使用承認 及び貸付契約件数	19	16	6	6	5	<b>52</b>

### 3 調査・確認した内容

調査表による調査を基に、ヒアリングにより確認を行いました。

- (1) 電気、ガス、水道・下水道、電話回線（以下「電気等」という。）の使用状況等について
  - ア 電気等使用の有無
  - イ 電気等の実費等徴収の有無
  - ウ 実費等を徴収している場合の根拠
  - エ 行政財産使用許可書等への実費等負担が条件である旨の記載の有無
- (2) 使用料・貸付料等の減免について
  - ア 使用料・貸付料等の減免の有無
  - イ 減免の根拠

### 4 調査結果

- (1) 電気等の使用状況等について

表2 電気等の使用状況 (単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	7	9	3	5	4	<b>28</b>
電気	7	9	3	5	4	<b>28</b>
ガス	1	1	-	-	-	<b>2</b>
水道・下水道	1	3	-	-	1	<b>5</b>
電話回線	1	-	-	-	-	<b>1</b>

(2) 電気等の実費等徴収について

表3 実費等の徴収件数

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
<b>1 実費等を徴収しているもの</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>22</b>
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	1	2	-	10
<b>2 実費等を徴収していないもの</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>6</b>
実費等を徴収しないと判断したもの	2	2	1	-	-	5
実費等を徴収していないもの	-	-	1	-	-	1

ア 子メータに基づき実費等を徴収しているもののうち、川崎病院と井田病院のレストランの水道料金・下水道使用料（給湯分）については、実費等の算定方法について精査中です。

イ 子メータの設置がないものは、病院局が支払う電気料等を建物の延床面積に対する使用許可面積で按分して算定などしています。

ウ 実費等を徴収しないと判断したもの5件の内訳

公衆電話3件、バス運行情報提供システム案内表示機1件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

エ 実費等を徴収しないと判断したにもかかわらず、行政財産使用許可書等に実費等を徴収する旨の記載があるものが4件ありました。次回の許可時に改めます。

公衆電話3件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

オ 実費等を徴収していないものについて

許可案件：多摩病院防災行政無線設備

電気を使用していますが、公有財産使用承認書に実費等を徴収する旨の記載もなく実費等を徴収していませんでした。

今回の調査により川崎病院、井田病院では実費等を徴収していることが判明したため、徴収に向けて使用者である総務企画局と調整しているところです。

(3) 使用料・貸付料等の減免について

表4 減免件数

(単位：件)

		使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
		川崎	井田	多摩	川崎	井田	
減免件数		14	10	2	1	1	28
川崎市病院局 会計規程	1号	5	6	1	-	-	12
	2号	2	-	-	-	-	2
	3号	7	4	1	1	1	14

(参考) 川崎市病院局会計規程第98条

第1号 国等において公用又は公共用に供するとき

第2号 公共的団体において公益事業の用に供するとき

第3号 管理者が特別の理由があると認めたとき

ア 第1号によるもの12件の内訳

防災行政無線装置3件

消防通信施設、バス停車場（交通局分）各2件

視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置、画像式車両感知機、バス運行情報提供システム案内表示機、基準点、耐震性貯水槽各1件

イ 第2号によるもの2件の内訳

アドボカシー室、交通標識各1件

なお、交通標識の減免については第1号を適用すべきものであるので、次回の許可時に改めます。

ウ 第3号によるもの14件の内訳

タクシー乗り場・待機場所、処置室（ストマ着装支援のため）各3件

バス停車場（民間分）、ギブス室、駐車場各2件

電気通信設備、レストラン各1件